

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の 一部を改正する告示案について

1 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行後概ね5年が経過したことに伴い、最近の保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第9条第1項に基づく感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）を改正するもの。

2 基本指針案の主な改正内容

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

五 近隣の都道府県等の相互協力

- ・ 複数の都道府県等の広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるような場合に備え、国と連携を図りながら、近隣都道府県等とあらかじめ協力体制を協議しておくこと

八 獣医師等の果たすべき役割（新設）

- ・ 獣医師等は、感染症の予防のために寄与するよう努めるものとし、動物等取扱業者は、動物等が感染症を人に感染させることのないように適切な管理等に努めること

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

五 検疫所における感染症の国内への進入予防対策

- ・ 検疫感染症に感染したおそれのある者について、入国後の健康状態の報告を求め、異状を確認した場合には、都道府県等に通知することにより連携を図ること

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

五 積極的疫学調査

- ・ 積極的疫学調査が行われる場合を明らかにするとともに、必要に応じて国や他の都道府県等に協力を求めながら調査を進めること
- ・ 国が自ら積極的疫学調査を実施する場合には、地域の実情を把握している都道府県等と連携しながら調査を行うこと

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

四 医療の提供のための施策

- ・ 国内に病原体が常在しない感染症が発生するおそれが高まる場合は、初期診療体制の確立を図り、地域における医療提供体制に混乱を生じないよう検討すること

第十 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策に関する事項

一 緊急時における感染症の発生の予防等に関する施策（新設）

- ・ 都道府県は、重篤な感染症の患者の発生のおそれが生じた場合には、具体的な医療提供体制等について必要な計画を定めるなどの対策を講じるものとすること
- ・ 感染症の予防のため緊急の必要があると国が認める場合には、都道府県等に指示を行うこととすること
- ・ 新感染症の患者の発生など、地方公共団体に十分な知見がないような場合には、国が必要な支援を行うこと

二 緊急時における国と地方公共団体との連絡体制

- ・ 緊急時における国からの連絡体制については、迅速かつ確実に連絡が行われる方法によることとすること
- ・ 緊急時においては、国は都道府県等に対して対策を講じる上で有益な情報を、都道府県等は国に対して地域における患者の発生状況等の情報提供を相互に行い、緊密な連携を図ること

3 今後のスケジュール

12月中旬

関係行政機関の長に協議の上、公布